

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可の取消しに係る処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 22 年 7 月 16 日

佐賀県知事 古 川 康

1 処分をした年月日

平成 22 年 7 月 16 日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号又は名称

アート工建

(2) 主たる営業所の所在地

佐賀県小城市小城町松尾 4098 番地 16

(3) 代表者の氏名

井川 和夫

(4) 許可番号

佐賀県知事許可（般-18）第 9684 号

3 処分の内容

建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

アート工建の代表である井川和夫は、平成 22 年 2 月 8 日、佐賀地方裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の違反により、懲役 1 年（執行猶予 4 年）及び罰金 50 万円の判決を受け、同年 2 月 23 日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。